

岩手県告示第297号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成25年4月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

道路の種類	路線名	区 間
県道	本宮長田町線	盛岡市材木町2番1地先から長田町2番16地先まで